

浜松市公告第 5 7 号

浜松市の業務委託契約等について、下記のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 及び浜松市契約規則（昭和 39 年浜松市規則第 31 号）第 4 条の規定に基づき公告する。

令和 8 年 1 月 2 6 日

浜松市長 中野 祐介

記

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 業務委託名 令和 8 年度 浜松市天竜区天竜地区通園通学タクシー運行業務
(課名 天竜区区振興課)
- (2) 業務委託の場所 浜松市天竜区天竜地区
なお、天竜区天竜地区とは、下記に掲げる区域をいう。
天竜区熊、神沢、大栗安、西藤平、東藤平、阿寺、芦窪、長沢、
懷山、石神、上野、両島、青谷、渡ヶ島、米沢、日明、緑恵台、
二俣町二俣、二俣町大園、二俣町阿蔵、二俣町鹿島、二俣町南鹿
島、山東、次郎八新田、大谷、船明、只来、横川、横山町、月、
小川、相津、伊砂、大川、佐久、谷山、西雲名、東雲名
- (3) 業務内容 通園通学タクシー運行業務
- (4) 履行期間（契約期間） 令和 8 年 4 月 1 日 ～ 令和 9 年 3 月 31 日

2 入札及び契約担当課（以下、「入札等担当課」という。）

〒431-3392 浜松市天竜区二俣町二俣481番地
浜松市天竜区役所 区振興課 地域振興グループ
電話 053-922-0013
FAX 053-922-0049
Email tn-shinko@city.hamamatsu.shizuoka.jp

3 入札参加資格

本件入札は、次に掲げる全ての要件を満たす者に限り参加できるものとする。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 入札参加資格並びに資格審査の時期及び方法に関する告示（平成 20 年 10 月 1 日浜松市告示第 390 号）の規定により、令和 7・8 年度の競争入札参加資格（業務委託・賃貸借 業
種分類 3005：運転業務委託）の認定を受けているものであること。
- (3) 浜松市物品の購入等に係る入札参加停止等措置要綱に基づく入札参加停止期間中でない
こと。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者

(更生手続開始の決定を受けている者を除く。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。

- (5) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)、暴力団員等(同条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。))及び暴力団員等と密接な関係を有する者並びにこれらの者のいずれかが役員等(無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び清算人をいう。)となっている法人その他の団体に該当しない者であること。
- (6) 本市に本店または契約の委託を受けた支店等を有する者であること。
- (7) 令和3年度から令和7年度までの間に、国又は地方公共団体のいずれかから同種の業務を受託した実績が1回以上あること。

4 入札参加資格の確認申請

本件入札の参加希望者は、「業務委託等入札参加資格確認申請書(一般競争)」(以下、「確認申請書」という。)を提出し、参加資格の確認を受けなければならない。なお、参加資格の確認基準日は、確認申請書の受付最終日とする。

(1) 提出方法

持参すること。

(2) 受付期間

令和8年1月27日(火)から令和8年2月3日(火)まで
(21項に記載する開庁時間内に持参すること。)

(3) 提出先

入札等担当課(2項に記載のとおり。)

(4) 様式

本市が指定する様式を用いること。

(5) その他

ア 確認申請書に、入札参加資格の確認結果についての希望する通知方法(①入札等担当課で受け取り、②郵送のいずれか一つ。詳細は5項に記載のとおり。)を記載すること。なお、郵送での通知を希望する場合は、確認申請書を提出する際に、110円切手を貼った返信用封筒を添付すること。

イ 入札書の提出を取りやめる場合は、入札等担当課へ連絡すること。

ウ 受付期間内に確認申請書を提出しない者は、この入札に参加することができない。

5 入札参加資格の確認結果通知

入札参加資格の確認結果は、次のとおり通知する。

(1) 通知方法

次のいずれかの方法のうち、申請者が希望する方法により通知する。なお、原則として電話連絡はしない。

ア 入札等担当課で受け取り

イ 郵送 (※郵送を希望する場合は、確認申請書を提出する際に、110 円切手を貼った返信用封筒を添付すること。)

(2) 確認結果の通知日

ア 入札等担当課で受け取りの場合

令和 8 年 2 月 6 日（金）以降に、入札等担当課で受け取ること。（21 項に記載する開庁時間内に限る。）

イ 郵送の場合

令和 8 年 2 月 6 日（金）までに発送する。

6 入札参加資格が無いと認められた者の理由説明要求

入札参加資格を確認した結果、入札参加資格が無いと認められた者は、本市に対しその理由について説明を求めることができる。

(1) 要求方法

要求期限までに文書により説明を要求すること。また、当該文書は持参により提出すること。

(2) 要求期限

令和 8 年 2 月 10 日（火）まで

（21 項に記載する開庁時間内に持参すること。）

(3) 提出先

入札等担当課（2 項に記載のとおり。）

(4) 様式

任意の様式を用いること。

(5) 要求への回答

理由説明要求に対する本市の回答は、説明を求められた日から 2 日以内に文書で行う。

7 仕様書等の提供方法

本件入札に係る契約書案、入札心得、仕様書等（以下「仕様書等」という。）は、次のとおり提供する。

(1) 提供方法

入札等担当課で配布 (1 者につき 1 部。無料。)

(2) 提供期間

令和 8 年 1 月 26 日（月）から令和 8 年 2 月 17 日（火）まで

（配布は、21 項に記載する開庁時間内に限る。）

8 入札公告及び仕様書等に対する質問

(1) 質問方法

質問書を持参、郵送等（一般書留郵便、簡易書留郵便又は書留郵便と同等の信書便に限る。）、FAX又は電子メールで提出すること。

(2) 受付期間

令和8年1月27日（火）から令和8年2月6日（金）まで（提出先に必着）
（持参の場合は、21項に記載する開庁時間内に持参すること。）

(3) 提出先

入札等担当課（2項に記載のとおり。）

(4) 様式

本市が指定する様式を用いること。

(5) 質問に対する回答

質問に対する回答は、令和8年2月13日（金）から入札等担当課において閲覧に供するとともに、入札参加者全員に質問に対する回答書を提供する。

9 本件入札に関する説明会

開催しない。

10 入札執行の日時及び場所

- (1) 日時 令和8年2月18日（水）午後2時00分
- (2) 場所 浜松市天竜消防署 消防会議室

11 入札書の提出方法

(1) 提出方法

入札執行日時に入札場所へ持参。事前提出及び郵送提出はできない。

(2) 提出の取りやめ

入札書の提出を取りやめる場合は、入札等担当課へ連絡すること。

12 入札書、入札用封筒及び郵送用封筒等の記載事項等

別紙「入札（見積合せ）の注意事項 ＊業務委託・賃貸借用」のとおり。

13 入札方法等

- (1) 入札は1便あたりの単価で行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額（少数点以下第2位まで記載できる。）に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110の100に相当する金額を記載した入札書を提出すること。
- (2) 入札執行回数は、原則として2回を限度とする。
- (3) 1回目の入札で落札者がいない場合には2回目の入札を実施する。

- (4) 落札となるべき同価格の入札者が 2 人以上いる場合は、当該入札者にクジを引かせて落札者を定める
- (5) 本件入札は、本件入札公告に記載する事項のほか、「浜松市物品購入等の入札執行について（入札心得）」に基づき実施するので、入札参加者は入札心得を確認の上、入札に参加すること。

14 最低制限価格の設定

無し

15 入札の無効

浜松市契約規則第 13 条第 1 項の各号及び浜松市物品購入等に係る一般競争入札要領第 9 条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

※開札前に、人的関係のある複数の者が 1 者を除き入札を辞退した場合は、残る 1 者の入札は無効とはならない。

16 入札保証金

本件入札は、入札保証金を免除する。

17 前金払及び部分払

原則、前金払及び部分払はできないものとする。

18 契約書の作成

要

19 契約に関する特記事項

なし

20 期間の計算

本件公告において期間の計算をする場合で、当該期間内に浜松市の休日を定める条例（平成元年浜松市条例第 76 号）第 1 条第 1 項に規定する市の休日があるときは、当該休日を除いて計算するものとする。

21 開庁時間

午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで（土曜日、日曜日及び祝日等を除く。）